

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年5月20日開催 全国信用金庫協会]

1. 「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を踏まえた資金繰り支援の徹底等について

- 4月26日に決定した政府の総合緊急対策を踏まえ、5月11日、資金繰り支援の徹底等について改めて要請を行った。
- コロナの影響が長期化する中で、足下では、ウクライナ情勢等を受け、世界規模で不確実性が高まっており、事業者等の資金繰りに支障が生じないように、きめ細かな支援を徹底いただくよう改めてお願いしたい。
- 特に、コロナの影響が3年目に入る中で、2度目、3度目の返済猶予や条件変更の相談が増えており、引き続き、資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行っていただきたい。

2. 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用を含めた事業者支援について

- 4月15日より、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（「事業再生ガイドライン」）の適用が開始された。事業再生ガイドラインは、コロナの影響が長期化する中で、過剰債務状態にある事業者の再生を支援する、極めて重要なツールの一つである。
- 事業再生ガイドラインの趣旨・内容を、営業現場の第一線に浸透させ、事業者の相談にしっかりと応じていただきたい。

加えて、事業者の業況や地域への影響を能動的に把握して、重点的な支援が必要となる対象を特定の上、必要に応じて地域の関係者とも連携しながら計画策定支援に取り組むなど、事業再生ガイドラインを積極的

に活用した事業者の再生支援等に取り組んでいただきたい。

3. 「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」 を踏まえた一層の取組みについて

- 経営者保証ガイドラインには、経営者の個人破産を回避し、保証債務を私的整理する手続が規定されているが、今回、全国銀行協会が中心となって、当該私的整理手続に焦点を当てた、「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」（「基本的考え方」）を、事業再生ガイドラインと合わせてとりまとめていただいた。
- 厳しい状況にある事業者には、しっかりと再生を果たしていただくのが望ましい姿である一方、やむなく廃業に至ってしまう場合には、保証を提供する経営者個人の破産を回避し、再チャレンジを支援していく観点から、この「基本的考え方」も非常に重要である。
- 事業再生ガイドラインに合わせ、この「基本的考え方」についても、しっかりと営業現場の第一線まで浸透・定着を図るとともに、事業者や弁護士等の専門家からの相談に丁寧に応じていただきたい。金融庁としても、金融機関の取組みをフォローしていく

4. ウクライナ避難民の口座開設等について

- これまでも、外国人に対する金融サービスの利便性向上に向けて、様々な取組みを実施されてきたものと承知。
- 来日したウクライナ避難民の方々に対して、出入国在留管理庁より、ウクライナ避難民であることの証明書が順次交付されている。避難民の方々への支援金の支給も順次行われており、この証明書を持つ方が金融機関窓口に来訪され、口座開設を希望されるケースが想定される。
- 既に周知させていただいたとおり、ウクライナ避難民の方々の生活の利便性向上に向けて、この証明書を持つウクライナ避難民の方が口座開設を希望される場合には、円滑な口座開設手続きのために必要となる本

人確認書類や手続内容、利用可能なサービスについて分かりやすく説明するなど、丁寧な顧客対応をお願いしたい。

(注) なお、この証明書は在留カード等を代替するものではなく、本人確認等の手続きについては、従前どおり法令に基づき適切に実施する必要がある点に留意。

- また、例えばウクライナ避難民の方が在留カードを所持していない場合であっても、在留カードを申請中の場合には、口座開設を受け付け、合理的な期間内に本人確認を完了するなど、顧客に寄り添った柔軟な対応をお願いしたい。
- 加えて、ウクライナ避難民の方の口座への支援金の振込を受け付ける場合には、支援金を支給する自治体等と連携するなど、迅速に入金できるようお願いしたい。

5. 効果的・効率的な経営改善手法に関する調査・研究について

- コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、地域金融機関による地域の中小企業・小規模事業者の支援の取組みを加速するため、2022年4月1日より、
 - ① AI等を活用した経営改善支援の効率化に向けた調査・研究
 - ② 業種別の経営改善支援の効率化に向けた調査・研究の2件の調査・研究（委託事業）を開始した。
- 同調査・研究においては、それぞれ
 - ・ AI技術を活用した経営改善支援先の早期発見の可能性
 - ・ 経営改善支援先に対する業種別の支援ノウハウ・着目点等について検討を進め、2022年度中に中間的な取りまとめを行う予定。
- 今後、調査・研究を進めていくに当たり、有識者等による研究会の開催を予定しており、引き続き、緊密に連携させていただきたい。

6. ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について

- 3月25日、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」について閣議決定されており、基本計画を踏まえ、引き続き、貸付自粛制度の周知をお願いしたい。
- 基本計画のパブリックコメントにおいて、「インターネットバンキングにおける公営競技等に係る広告宣伝を抑止するべき。」との声が複数寄せられた。
- 2021年度に、公営競技の関係団体において「公営競技広告・宣伝指針」が策定・公表されていることを踏まえ、公営競技のインターネット投票に関するサービス提供を行う場合には、同指針を踏まえ、ギャンブル等依存症の抑止のため、のめり込みを防止し節度を促す等、適切な対応をお願いしたい。

7. 個人信用情報センターにおける新たな情報交流の開始について

- 5月6日に、全国銀行協会が運営する個人信用情報センター（「個信センター」）が、貸金業法上の2つの信用情報機関（JICC、CIC）との間において、新たな情報交流等を開始したと承知。
- 3機関間で、既契約分を含めた銀行カードローン債権及び貸金債権について情報交流が行われるとともに、これまで月次での登録とされていた銀行のカードローン債権情報の個信センターへの登録が、日次で行われることとなり、精度の高い信用情報により総債務の把握が行われることになると承知。
- 本取組みを通じて、引き続き、健全な消費者金融市場の形成に努めていただきたい。

8. 公的年金シミュレーターについて

- 4月25日、厚生労働省が「公的年金シミュレーター」の試験運用を開始した。これは、2022年4月以降に送付された「ねんきん定期便」に記

載の二次元コードをスマートフォンやタブレットで読み取り、生年月日を入力するだけで、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールである。

- 顧客のライフプランやニーズに応じた商品提案を行うために、個々人の年金を「見える化」する、こうしたツールも有効になり得ると考えるので、活用を検討いただきたい。
- なお、顧客の資産形成に資するツールとしては、NISA、つみたてNISAやiDeCoのような税制優遇制度もある。こうしたものも、顧客のニーズに応じてご提案をいただき、引き続き、顧客本位の業務運営に努めていただきたい。

(注) 試験運用について、厚生労働省によると、既に本格稼働と同水準のテストを繰り返しており、今後、年金額試算機能について抜本的な修正を想定しているものではなく、主にねんきん定期便に記載された二次元コードの読み取りの正確性を検証し、利用者の満足度の向上を目的とした期間であるとのこと。そのため、年金額試算機能そのものについては、本格稼働を待たず、試験運用中においても、ご利用いただくことが可能。

9. 金融分野における個人情報保護ガイドライン等改正及びQ & Aを踏まえた対応の徹底について

- 個人情報保護法の改正を踏まえ、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」などが一部改正され、改正法と同日の4月1日に施行された。
- これらを踏まえ、「金融機関における個人情報保護に関するQ & A」を改正し、同日より適用している。
- これらの改正内容を踏まえ、引き続き、個人情報の適正な管理体制を整備していただきたい。

10. 事業成長担保権の調査・検討に係る委託調査について

- コロナ克服・新時代開拓のための経済対策を受けて、検討を進めてい

る事業成長担保権について、英米における類似制度を活用した融資実務を法務・税務等の観点から調査する委託調査を、4月1日より開始した。

- 事業成長担保権の導入に向けて、2022年度中に取りまとめる予定の調査結果を踏まえ、契約のあり方その他の実務について、意見も伺いながら詰めていきたいと考えており、引き続き、協力をお願いしたい。
- なお、この調査に先立ち、2021年度、米国地域金融機関に対して、全資産担保を活用した融資・再生実務や組織のあり方についてヒアリングを行う委託調査も実施した。当該調査報告書は金融庁ホームページに公表しており、検討の参考にしていきたい。

11. 事業者支援ノウハウ共有サイト追加公募について

- 金融機関等の現場職員の間で、地域・組織・業態を超えて、知見を共有する「事業者支援ノウハウ共有サイト」は、本格稼働から1年を経て、多くの金融機関に参加・活用いただいているが、今般、機能の拡充等を実施。
- 具体的には、参加者の意見をもとに、4月より、ソーシャルネットワーキング機能の追加により参加者同士がつながりやすくする等の機能強化を図った。
- また、4月1日より、金融機関としての参加及び職員の追加を、随時受け付けられるようになった。1機関あたりの人数も10名程度にまで増員。
- 金融庁としては、引き続き、当該サイトをはじめとして、事業者支援等のノウハウ共有に向けた、様々な取組みを後押ししていく。現場職員の方々の積極的な参加・活用を後押ししていきたい。

12. 「早期経営改善計画策定支援事業」の制度見直しについて

- 政府の補助事業である「早期経営改善計画策定支援事業」について、4

月1日より制度の見直しが行われた。

(参考) 「早期経営改善計画策定支援事業」の通称

本事業の通称は「プレ405事業」であったが、令和3年4月より「ポストコロナ持続的発展計画事業」(ポストコロ事業)へ変更

- 本事業は、金融機関を含む認定支援機関が、事業者の資金繰り計画などの策定支援をする際に、その費用を補助し、事業者の早期の経営改善を促すもの。今回の制度見直しでは、コロナやウクライナ情勢・原油価格の高騰等の影響を受けた事業者については、過去に同事業を利用していても、令和4年度は2回まで利用できることになった。
- こうした政府の支援策を有効に活用し、引き続き、事業者支援に積極的に取り組んでいただきたい。

13. 気候変動ガイダンスについて

- 4月25日に「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」(案)の意見募集(パブリックコメント)を開始した。
- 世界で脱炭素化の動きが加速し、企業が気候変動に関連する様々な環境変化に直面する中、顧客企業の気候変動対応への支援等を通じ、変化に強靱な事業基盤を構築し、自身の持続可能な経営につなげていただくことが重要。
- 本ガイダンスは、こうした取組みを後押しする観点から、
 - ・ 顧客企業の気候変動対応の支援や気候関連リスクの管理に関する金融庁と各金融機関との対話の着眼点や
 - ・ 各金融機関における顧客企業の気候変動対応の支援の進め方などを示したもの。
- なお、本ガイダンスは、よりよい実務の構築に向けた金融庁と各金融機関の対話の材料として活用することを念頭に置いたものであり、一律の対応を義務付ける性質のものではない。

- 本ガイダンスを用いた対話の対象は銀行と保険会社であるが、協同組織金融機関についても、顧客企業の気候変動対応への支援等の進め方には銀行と共通する部分も多いと考えられるので、こうした取組みを進めるにあたって本ガイダンスを活用いただきたいと考えている。

14. 経済安全保障推進法について

- 5月11日、第208回通常国会にて経済安全保障推進法が成立。同法の4本柱の一つとして、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度が措置されている。同制度では、金融を含む基幹インフラの事業者は、その重要設備の導入等に当たって事前審査が求められる。
- 対象事業者の指定基準や重要設備の範囲など制度の詳細については、今後、規制の対象を最小限にするという制度趣旨を念頭に、業界からのヒアリングを通じて、業務の実態を踏まえて検討される。
- なお、規制対象として、一般的には、中小規模の事業者は想定されていないことに留意されたい。

15. 最終化されたバーゼルⅢの国内実施について

- 最終化されたバーゼルⅢの実施に関して、4月28日に、まずは銀行業態の改正自己資本比率告示を公布した。
- 信金業態に関する告示についても、実施時期を見据えながら、引き続き、公布に向けて準備を進めてまいる。

16. マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問

(FAQ) の一部改訂について

- 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問」(「FAQ」)については、金融機関の方々から色々な質問が寄せられており、今回、質問の多かった部分について考え方を明確に示すべく、FAQの改訂を検討している。

- 改訂予定の箇所は、
 - ・ 金融機関等から分かりにくいとの指摘があった記載の修正や
 - ・ 正しい理解を促すために説明や具体例を追加するもの、となっている。

- 5月中に、協会を通じてご意見やコメントを募集する予定であり、率直な意見や質問をいただきたい。

17. マネロンレポートの公表について

- マネロン等対策について、2022年3月末時点の金融庁所管事業者の対応状況や金融庁の取組等をまとめた、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（通称マネロンレポート）を4月8日に金融庁ウェブサイトにて公表した。
- レポートに目を通していただき、金融庁の考えるリスクや確認された金融機関の事例等を考慮しつつ、引き続き、マネー・ローンダリングやテロ資金供与等に利用されない金融システムを確保するため、態勢の強化に努めていただきたい。

18. 顧客本位の業務運営に関する取組の「見える化」について

- 4月1日、金融庁ウェブサイトにおいて、「『金融事業者リスト』に係る今後の取扱いについて」を公表した。
- 金融事業者の取組方針については、FD原則とほぼ同じ文言を踏襲している事例や、抽象的な記載に止まっている事例など、自らの業務特性等を踏まえていない事例が見受けられた。
- 顧客本位の業務運営に係る「見える化」については、単なるペーパーワークではなく、経営陣から営業職員までが顧客に向き合う姿勢を検証する契機としていただきたい。

- 金融庁では、金融事業者におけるリスク性金融商品の販売動向のモニタリングや具体的な取組みに関する対話を実施し、必要に応じて把握した事項を公表する予定。

19. マイナンバーカードの取得と利活用の促進について

- マイナンバーカードの取得と利活用の促進について、様々な協力をいただいている。

(参考) マイナンバーカードの普及状況 (2021年5月 → 2022年5月)

交付枚数：約 3,813 万枚 → 約 5,577 万枚

人口に対する交付枚数率：30.0% → 44.0%

- 3月に開催された「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議」でデジタル庁より示された資料によれば、「協同組織金融業」における取得率は 51.0%であり、第1回調査から相応に上昇したものの、全 98 業種で見ると 97 位となっている。

(参考1) 第1回調査は2020年5月26日～6月4日に実施、「協同組織金融業」の取得率は 24.5%であった。

(参考2) 今回(2022年1月25日～2月4日)調査における「協同組織金融業」以外の取得率の状況

全体の取得率：58.9%

補助的金融業等：62.4% (22位)

銀行業：60.9% (29位)

金融商品取引業・商品先物取引業：59.4% (40位)

貸金業、クレジットカード等非預金信用機関：56.4% (68位)

保険業(保険媒体代理業、保険サービス業を含む)：54.5% (84位)

- これは他業種における取得率も同様に上昇したことによるものと考えられるが、今後、協力依頼を発出させていただき予定であり、引き続き、マイナンバーカードの取得と利活用の促進に尽力いただきたい。
- デジタル庁の調査結果では、「協同組織金融業」においては、
 - カードの機能認知については他業種と比べても高くなっており、メリ

ットの周知等は適切に行われていることが窺われる一方、

- 取得していない理由として、「申請方法が面倒だから」との回答が他業種に比べて多くなっていることから

例えば、各金庫における従業員に対するカード申請支援や自治体による出張申請受付の活用等の取組みが考えられる。

- また、政府としては、マイナポータルでの公金受取口座登録の受付を開始したとともに、マイナポイント第2弾として、1人当たり最大2万円相当のポイントを付与することとしており、こうした取組みも活用いただきたい。

20. サステナブルファイナンスについて

- 4月、金融安定理事会（FSB）及び気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）から、サステナブルファイナンスに関する報告書が公表された。主なポイントは以下のとおり。
- FSBからは、4月29日、気候変動から生じるシステムワイドな金融リスクに対応するための規制・監督手法に関する中間報告書が公表された。
 - ・ 金融機関に対する報告要請やシステムワイドな気候関連リスクへの対応について、規制監督当局に対するハイレベルな提言や各国における対応事例の紹介などを行っている。
 - ・ 6月30日まで市中協議に付され、2022年10月に最終化される予定である。最終報告書が公表された後、各規制設置主体や各国において対応が検討されていくものと考えている。グローバルで目線を統一するため、他当局と連携して対応を進めていきたいと考えており、金融機関からも市中協議に対して幅広い意見を寄せていただきたい。
- NGFSからは、4月27日、グリーン及びトランジション・ファイナンスに係る市場の透明性の向上に関する技術文書が公表された。
 - ・ タクソミー、外部認証、トランジションに関する指標といったサステナブルファイナンス関連ツールの各法域における現状をまとめてい

る。日本の取組事例も紹介しながら、事業者の脱炭素に向けた移行を促すことの重要性について言及しており、確認いただきたい。

- このように、気候変動を金融機関におけるリスク管理や、金融監督に取り入れる動きが進展する中、シナリオ分析の重要性が高まっており、金融庁は、4月12日に、「気候変動関連リスクに係るシナリオ分析に関する調査」に係る報告書を公表した。

・ NGFS が公表するシナリオの解説や海外での利用事例の紹介、主要変数の比較による NGFS シナリオの定量的な分析や、分析結果を踏まえた気候関連リスク分析における留意点の指摘などを行っている。確認の上、気候関連リスク管理の検討・高度化に役立てていただきたい。

- また、パリ協定の目標達成に向けたトランジションを促すため、金融庁は、5月26日、“Transition to Net-zero” と題した国際カンファレンスを主催。移行に必要な道筋やトランジション・ファイナンスに焦点を当て、国内外の金融界・産業界・政策関係者を招いて議論を行う予定。

21. FATF 第5次相互審査について

- 2014年から開始された FATF 第4次相互審査プロセス全体を通じて認識した問題意識も踏まえ、FATF では、相互審査プロセスの戦略的な見直しに取り組んでおり、4月19日、第5次相互審査の審査基準や手続等の詳細を公表した。

- 第5次相互審査のポイントとしては、①相互審査の全体サイクルを10年から6年に短縮、②より被審査国のリスクにフォーカスした審査、に加えて、特に③法令の執行状況とその有効性に関する審査（I0）がより重視されること、④フォローアップ基準が厳格化されること、を強調したい。

- 具体的には、第5次審査からは、I03において、金融機関に対する監督の有効性とこれら事業者の予防的措置が審査され、非金融の特定事業者（DNFBPs）の審査と分けて、有効性が評価されること、また、全11個あ

る有効性評価項目のうち、「通常フォローアップ国」入りに必要な「4段階評価の上2つの評価」の数（が増えるなど、基準が厳しくなっている点が挙げられる。

- 各国の具体的な審査スケジュールは決定していないが、FATFでは、2025年から、第5次審査が順次始まることとされており、こうした動きも見据えた上で、引き続き、マネロン等対策の実効性向上に向けて取り組んでいただきたい。

(以上)